



ほうじん

公益社団法人 松山法人会



経理担当者養成講座

インボイス対策セミナーの実施

5月24日(水)、7月11日(火)の2回、松山市男女共同参画推進センターにおいて、インボイス制度への対応のため、愛媛県下の単位会と合同で、講師に山内実税理士事務所の山内実氏をお招きし、消費税の仕組みから始まり、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要説明、免税事業者はどう対応すべきか、課税事業者(売手)として、返還インボイスや修正インボイスの交付はどう対応すべきか、インボイス納付義務が免除される取引、課税事業者(買手)としてどう対応すべきか、インボイスの保存がなくても仕入れ税額控除できる特例について、消費税額の計算方法、令和5年度の税制改正など幅広い業種や事業者に対応した「インボイス対策セミナー」を実施しました。

今回も愛媛県下から受講者を募り、2回の開催で419名が受講され大変好評でした。

法人会では、異業種交流会や研修会等を開催しております。ご案内の折には、是非ご参加ください。

インボイス制度に関する令和5年度の税制改正について

- | | | | |
|---|--|---|--|
| <p>1 インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)</p> | | <p>2 少額取引(1万円未満)について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能</p> | |
| <p>3 1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要</p> | | <p>4 インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し</p> | |



▲インボイスセミナーの様子

- 経理担当者養成講座
インボイス対策セミナーの実施 P1
- 松山税務署長・副署長・法人課税第一統括官ご挨拶
松山税務署人事異動のお知らせ P2
- 松山税務署からのお知らせ P3・4
- 愛媛県からのお知らせ P5
- パソコンセミナー Google活用セミナー 開催 P6
- 「ひめボス宣言事業所」リスタート! P6
- 産業交流会・『支部役員合同会議 開催!!』 P7
- 結婚支援センターのご案内 ひめling P8

松山税務署の職員の方々をご紹介します (敬称略)

松山税務署長・副署長ごあいさつ



署長

ごうだ しょうじ
合田 昌司

出身地／香川県

この度の人事異動で松山税務署長を拝命いたしました合田でございます。

松山署での勤務は2回目であり、風光明媚で由緒ある当地で再び勤務できることを大変うれしく感じております。

松山法人会の皆様方には、平素より税務行政に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年10月から実施される適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入やキャッシュレス納付の推進につきましても、周知・広報にご協力を賜り、心より御礼申し上げます。今年もこれまでと同様に皆様方と十分に意思疎通を図りつつ、一層の信頼関係を築いてまいりたいと考えておりますので、更なるご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



副署長(法人税担当)

ふかの としやす
深野 智靖

出身地／愛媛県

昨年に引き続き法人税を担当いたします、副署長の深野でございます。

松山法人会の皆様方におかれましては、日頃から税務行政の円滑な運営に多大なご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本年におきましても、インボイス制度の導入やキャッシュレス納付の推進をはじめ、電子帳簿等保存制度の周知・広報など、各種施策・改正の円滑かつ適切な執行に向けて真摯に取り組みたいと考えておりますので、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

法人課税第一部門統括官ごあいさつ



法人課税第一部門

統括国税調査官

すずき あきこ
鈴木 晶子

出身地／愛媛県

この度の人事異動で法人課税第一部門統括官になりました鈴木でございます。

松山署での勤務は2年ぶり、4回目となります。

松山法人会の皆様方のご協力を賜り、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

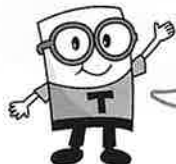
法人会関係は次の方々です。(敬称略)

- | | | |
|---------------------|-------|--------------------------|
| ● 筆頭特別国税調査官(法人税等担当) | 高橋 明仁 | |
| ● 特別国税調査官(法人税等担当) | 直井 秀樹 | |
| ● 特別国税調査官(法人税等担当) | 山本 力 | |
| ● 特別国税調査官(法人税等担当) | 本宮 周二 | |
| ● 特別国税調査官(源泉所得税担当) | 西村 伸一 | |
| ● 法人課税第一部門 統括国税調査官 | 鈴木 晶子 | |
| ● 法人課税第二部門 統括国税調査官 | 西川 智仁 | (担当支部 : 第1・第9・久万高原支部) |
| ● 法人課税第三部門 統括国税調査官 | 木村 圭 | (担当支部 : 第3・第5・第15・砥部支部) |
| ● 法人課税第四部門 統括国税調査官 | 津郷 正憲 | (担当支部 : 第6・第8・伊予支部・東温支部) |
| ● 法人課税第五部門 統括国税調査官 | 稲葉 友和 | |
| ● 法人課税第六部門 統括国税調査官 | 浅野 正三 | (担当支部 : 第2・第10・第11・第14) |
| ● 法人課税第七部門 統括国税調査官 | 栗田 裕史 | (担当支部 : 第4・第7・北条支部) |
| ● 国際税務専門官(法人税等担当) | 佐野 正和 | |
| ● 審理専門官(法人課税事務担当) | 宮岡 浩司 | (担当支部 : 第12・第13) |
| ● 連絡調整官 | 佐々木永嗣 | |

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正が行われました!
令和4年度補正予算で各種補助金も拡充されています!

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

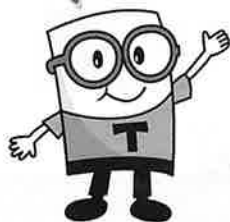
小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



事例 売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円* = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成** できるようになります!

また、**事前の届出も不要** で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

松山税務署からのお知らせ

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、**免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算**されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶ **100~250万円**(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化補助)について、**安価な会計ソフトも対象**となるよう、**補助下限額が撤廃**されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** **ITツール** ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) **レジ・券売機等** ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

8月1日～ WEB申請スタート

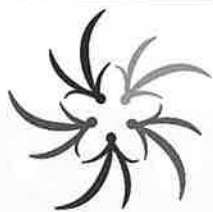
ひめボス宣言事業所 認証制度・奨励金支給

愛媛県では、官民一体となって人口減少対策、女性活躍推進、仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、従来の愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合し、新制度「ひめボス宣言事業所認証制度」をスタートしました。

基本認証 申請要件

- 1 ひめボス事業所宣言の実施
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
- 3 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
- 4 育児・介護との両立支援制度やハラスメントの禁止等の必要な規定の整備

基本認証



HIMEBOSS
ひめボス
認証事業所

【ロゴマークについて】
より良い社会（会社）の実現のため、人々が多様な価値観を尊重し、手を取り合い、美しい未来の花を咲かせる（みかんの花をイメージ）ことを表現しています。

スーパープレミアム認証



HIMEBOSS
ひめボス
認証事業所

【ロゴマークについて】
ゴールドを使用し、より一層輝きを強めた企業を表現しています。

基本認証事業所が一定の実績を上げた場合 奨励金

20万円

スーパープレミアム認証を取得した場合 奨励金

100万円

※なお、奨励金の支給は1事業所、1回限りで常時雇用する労働者20人以上、300人以下の事業所が対象。
（ただし、旧制度のひめボス宣言事業所の登録、又はえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象）

詳しい認証要件は愛媛県ホームページをご確認ください



<< 8月1日～WEB申請スタート

認証制度に係わる要綱や必要申請書類、Q&Aなどを愛媛県公式ホームページに掲載しています。認証や奨励金の申請は、8月1日～特設サイト（WEB）からとなっておりますので、たくさんの申請をお待ちしております。

愛媛県 男女参画・子育て支援課（男女参画G）

TEL 089-912-2332

パソコンセミナー Google 活用セミナー 開催

7月12日(水)にパソコン講座としてGoogle活用セミナーをZOOMを用いたオンラインにて開催しました。

講師には、株式会社エンカレッジ代表取締役玉野聖子氏をお迎えし、Googleからすべての人向けに公開されている72のサービスから、Googleドライブ、Googleドキュメント、Googleスプレッドシート、Googleスライド、Googleフォーム、Googleマップの使い方について実技を通じて学びました。アンケート結果からも「知らない便利な機能がたくさんあることを知れた」「実践しながらでわかりやすかった」「もっといろいろなことが知りたい」「業務改善につながるサービスがあるので活用したい」「マップを外回りのルート作りに使いたい」の声があり好評に実施することが出来ました。

今後の
予定

開催月	セミナー内容
10月	ビジネス文書作成セミナー
11月	LINE公式アカウントの使い方セミナー
12月	プレゼンテーション総合力向上セミナー

ご興味のある方
につきましては、
積極的にご参加
ください。

※いずれもzoomを使用したオンラインセミナーとなっております。

※各セミナー定員を設けております。定員を超える応募がある場合は抽選とさせていただきます。予めご容赦ください。

日程や内容は今後のチラシ、またはホームページをご確認ください。

「ひめボス宣言事業所」 リスタート!

愛媛県は人口減少対策、女性活躍、仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。新制度をスタートします。

ひめボス 宣言事業所

(基本認証) ①~④の要件をすべて満たすこと

基本認証申請要件

① 宣言書へ署名

② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

④ 育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント規定の整備

Q&A

Q1 ひめボス宣言事業所ですが、新たな手続きが必要ですか？

A1 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。

Q2 ひめボス事業所Plus、ひめボス事業所Plus+の認定を受けていますが、奨励金を受けることはできますか？

A2 新しい「ひめボス宣言事業所」の基本認証を受けただうえて、実績を上げる必要があります。

Q3 えひめ仕事と家庭の両立応援企業は、ひめボス宣言事業所になれるか？

A3 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが一般事業主行動計画策定満了日または令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。

大洲市で産業交流会を開催しました！

7月13日、標題の交流会を各単位会の協力を得て、県連主催により大洲市で開催しました。

この交流会は、単位会相互の交流と各地の地場産業の技術や取組みを知ることによって自社事業の技術研究や業界分析、商材発掘、人脈づくり等に役立てていただくことを目的に開催しており、今回で2回目の開催となります。「NIPPONIA HOTEL 大洲 城下町官民連携による歴史的資源を活用した観光まちづくり」と題しまして、一般社団法人 キタ・マネジメント代表理事CEO高岡公三様の講演の後、大洲市内の臥龍山荘や、NIPPONIA HOTELなどの町並み見学をしました。見学の後は、肱川で鵜飼を楽しみました。猛暑の中での開催となりましたが、当日の天候も良く、終始和やかな雰囲気での交流を図りました。



令和5年度支部役員合同会議を開催しました！

7月27日リジェール松山にて、約100名の支部理事等にご出席をいただき、令和5年度支部役員合同会議を開催しました。17時～松山税務署法人課税第一部門統括国税調査官鈴木晶子様、「インボイス制度およびキャッシュレス納付について」と題しましてご講演をいただいたあと、18時～支部役員合同会議を開催しました。増田組織委員長より組織強化、森厚生委員長より福利厚生制度の推進についてご説明を頂いた後、全法連が令和4年度に福利厚生三社に対する会員増強並びに福利厚生推進策に関して、それぞれの基準を満たした推進員・代理店について、大塚会長より代表3名の方に贈呈が行われました。

当日は終始和やかな雰囲気、3年ぶりに懇親会を開催し、支部の垣根を越えた交流を深めました。



森 和幸 厚生委員長

増田和俊 組織委員長



おうちde愛結び

ご自身のスマホや
パソコン等でお相手探し &
お申込みができます。

de愛イベント

オンラインイベントや共通の趣味を持った方が集まるイベント、アウトドア体験等あなたに合ったイベントにご参加ください。センター独自の「トークルーム」でメッセージのやりとりができるのでさらに出会いが広がります。

1対1のお見合い愛結び

写真やプロフィールから会いたいお相手を探そうができるほか、ビッグデータからあなたにオススメの方を提案します。お見合い前に「チャット」でメッセージ交換も可能。オンラインでのお見合いも実施しています。

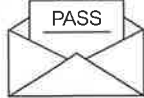
de愛イベントも愛結びもまずは、無料のセンター会員登録をお願いします。

01



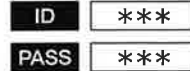
QRコードを読み取り、センター会員仮登録用Webサイトにアクセスしてメールアドレスを登録

02



メールアドレス宛に届いたURLから仮登録→センター会員登録用のパスワードが発行されます。

03



センター会員ログイン用WebサイトにアクセスしてID(登録用メールアドレス)とパスワードでログイン

04



「本登録はこちら」よりセンター会員登録誓約書等に同意のうえ、プロフィール情報登録。本人確認(写真付の身分証、顔写真を撮影)登録→自動送信されます

登録が完了した旨のメールが届いたらセンター会員登録完了です!



えひめ結婚支援センター

Ehime Marriage Support Center



一般社団法人 愛媛県法人会連合会